トピックス

ビジネスモデル特許の概要と金融機関の対応・課題

第二経営経済研究部研究官　　松本由紀夫

はじめに

最近、我が国においても、「ビジネスモデル特許」に対する関心が、非常に高まってきている。その理由は、ビジネスの方法について特許による権利保護が行われることが、企業の経営戦略に大きなインパクトを与えるためである。これまで、特許とはあまり関係がなかった業界・業態の企業にとっても、この新たなコンセプトへの対応は、重要な課題となっている。

そうした流れの中で、我が国金融業界でも、ビジネスモデル特許の出願あるいはそれに向けた検討・準備の動きが加速化しつつある。そこで、本稿では、ビジネスモデル特許の意義・影響及び現状等を概観するとともに、これに関する金融機関の対応と課題について、銀行を中心として考察することとする。

1　ビジネスモデル特許の定義

我が国で、「ビジネスモデル特許」という言葉に注目が集まるようになったのは、比較的最近のことであるにもかかわらず、今日では、これに関する話題や議論は急速に広まっている。

そもそも、「ビジネスモデル」及び「ビジネスモデル特許」という言葉については、必ずしも明確な定義が存在しているわけではないが、現在の一般的な使われ方から、これらの表すところを整理しておきたい。

⑴「ビジネスモデル」の意味

まず、「ビジネスモデル」については、簡単に一言で表せば、「ビジネスの仕組みや形態」のこととなる。これは、当然ながら、業態・業種あるいは取扱商品・サービスとは異なるものであり、同じ業態であっても、あるいは同種のサービスを提供していても、企業によって、ビジネスモデルが異なる場合は多い。また、各企業のビジネスモデルも、決して固定的・永続的ではなく、経済情勢・顧客ニーズ等の変化に応じて、常に新たなものが模索される。

ところで、近年では、インターネットを中心とする情報通信技術の活用により、様々な新しいアイデアが従来にないビジネスモデルを生み、これらが企業間の競争を左右するケースが増えてきている。すなわち、ｅビジネスが急速に発展し、これまでの取引主体間の枠組み・関係も変わりつつある現在では、どのようなビジネスモデルを描き、いかにそれを築くかが、企業経営の中で一層重要な意味を持つことになる。こうした変化の下では、ビジネスモデルとは、単なる「ビジネスの仕組みや形態」から、「ビジネスの基本的・全体的構想」あるいは「企業戦略におけるグランド・デザイン」というより広い概念になってきたといえよう。

⑵「ビジネスモデル特許」の定義

一方、「ビジネスモデル特許」とは、「ビジネス

の方法・手法あるいはそれを実行するためのシステムに与えられる特許」を示す言葉といえる。ただし、これは、特許という制度に関する言葉であるものの、法律上の用語ではない。つまり、従来の特許とは別の新たな法的・制度的枠組みが設けられているわけではない。

したがって、単に「ビジネスモデル」という場合には、上述したように、企業が目指す姿あるいはそこに至るプロセスについての構想・デザインを示すのに対し、特許に関して「ビジネスモデル」という場合は、そのような「構想・デザインを実現するためのビジネス方法・手法」を表すといえる。米国では、「ビジネスモデル特許」は「ビジネスメソッド特許」(Business Method Patent）と呼ばれており、これによっても、両者の違いが理解できよう。もし、構想・デザインに組み込まれたツールとして、ビジネス方法・手法を捉えるなら、前者は「広義」の「ビジネスモデル」、後者は「狭義」の「ビジネスモデル」ともいえよう。

2　ビジネスモデル特許の意義・影響及び現状

⑴　ビジネスモデル特許の意義

ビジネスモデル特許が特別の制度によるものではないといっても、これにより、特許の捉え方に新たなコンセプトがもたらされたことは、確かな事実といえる。従来は、工業製品や製造技術に関する新しいアイデアは特許により保護されても、ビジネス方法についての新しいアイデアは特許の対象とはならなかったからである。米国でも、ビジネス方法についてのアイデアは、概して抽象的な概念であり、特許の対象となる発明ではないとする「ビジネスメソッドの適用除外原則」という見解が、常識とされてきた。

しかし、次に述べる「ステート・ストリート・バンク事件」判決から、ビジネス方法に対する特許の適用が確立されることとなった。この判決以降、ビジネスモデル特許は、従来の特許のイメージを変えるとともに、特許権取得の可能性を大きく拡げるものとして、各国で重視されつつある。

ビジネスモデル特許の対象であるビジネス方法は、工業製品や製造技術の場合と異なり、そのアイデアの創造・実現のために、必ずしも高度な専門的・技術的知識、多数の専門家・研究者、多額の設備・開発資金、長期の研究・開発期間等を要するものばかりではない。つまり、非常に専門的と見られていた特許の世界に、誰でもいつでも発明者になり得る状況が生じ、中小企業やベンチャー企業はもちろん、個人にとっても、特許権取得とそれによるビジネスチャンス獲得が、身近で現実的なこととなったといえよう。

⑵　ビジネスモデル特許確立までの経緯

従来の考え方を覆し、ビジネス方法に対する特許が認められるようになったのは、米国における有名な「ステート・ストリート・バンク事件」の判決からである。この事件は、金融サービス会社であるシグナチャー社（Signature Financial Group, Inc.）の「ハブ・アンド・スポーク金融サービス構築のためのデータ処理システム」[1]という特許について、資産管理銀行のステート・ストリート銀行（State Street Bank & Trust Co.）が、特許権保護の適格性を有していないとして、訴訟を起こしたものである。ここでは、この訴訟事件の内容・経緯の詳細な説明は省略するが、ステート・ストリート銀行の主張のポイントは、「シグ

1）「ハブ・アンド・スポーク金融サービス」とは、複数のミューチュアル・ファンド（スポーク）を単一のポートフォリオ（ハブ）により運用するサービスで、シグナチャー社は、その名称も商標登録している。問題となった特許は、これを実行するためのデータ処理システムについてのものである。

図表１　ビジネスモデル特許確立までの流れ

日　　本	米　　国
・発明の定義 特許法第２条（定義） この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想のうち高度のものをいう。 ↑ ・「ソフトウェアは対象外」の考え方 ・「ビジネス手法は対象外」の考え方 ソフトウェアやビジネス手法は、「自然法則」を利用しない。 ↓ ・「特定技術分野の運用指針」（第１章）（1997年２月） 「ハードウェア」を用いていれば、ソフトウェアも「自然法則」を利用。 ↓ ・「ビジネス関連発明に関する審査における取り扱いについて」 （99年12月） 「ビジネス関連発明」は、「ソフトウェア関連発明」の一部。 ↓ **・「ビジネスモデル特許」の確立** （審査基準の運用拡大） ↓ ・「コンピュータ・ソフトウェア関連発明の審査基準の改訂について」 （2000年12月） 媒体に記録されていないソフトウェア等も発明に該当。	・発明の定義 特許法第101条（特許性のある発明） 新規かつ有用なプロセス、機械、生産品、またはそれらの新規かつ有用な改良を発明ないし発見したものは、本法の定める条件および要件にしたがって特許を受けることができる。 ↑ ・「ビジネスメソッドの適用除外原則」 ビジネス方法に関する発明は抽象的概念であり、同条に規定された「特許性のある発明」ではない。 ↓ ・「ステート・ストリート事件」判決 （1998年７月） 特許性があるか否かの判断基準は、「有用、具体的かつ現実的な結果」を生じるか否か。 →「ビジネスメソッドの適用除外」の明確な否定。 ↓ **・「ビジネスモデル特許」の確立** （判断基準の明確化）

出所：木村靖夫［2000］及びビジネスモデル研究会［2000］を参考に作成。

ナチャー社の特許は、ビジネスを行う方法についてのものであり、無効」ということであった。この件において、1998年７月、米連邦巡回控訴裁判所（CAFC）は、「特許の対象となるか否かは、ビジネスを行う方法であるかどうかに依拠するのではなく、有用、具体的かつ現実的な結果（useful, concrete, and tangibleresult）[2]を生むものかどうかを判断基準とすべき」旨の画期的な判決を下した[3]。これは、「ビジネスメソッドの適用除外原則」を明確に否定した司法判断として、特許権を巡る多くの議論・事例の中でも、極めて重要な位置を占めるものとなった。

この判決を期に、ビジネスの方法も特許権の適用範囲という捉え方が確立したことで、米国のみならず各国で、ビジネスモデル特許が、一躍脚光を浴びることとなった。

こうした流れを受けて、我が国においても、ビジネス方法が、特許の対象として認められるようになった。我が国では、もともと、ソウトウェアも特許の対象とはなり得ないと考えられていたが、97年２月に特許庁が発表した「特定技術分野の運用指針」（第１章）で、「ソウトウェア特許」が、ようやく認められることとなった。そして、99年12月に同庁が示した「ビジネス関連発明に関する審査における取り扱いについて」という方針により、ビジネスモデル特許が、ソフトウェア特許の一形態として捉えられることとなった。このように、我が国では、特許の範囲を運用面で拡大することで、新たな動きに対応してきている。（以上、図表１参照。）

⑶　ビジネスモデル特許の影響

このように、ビジネス方法についての特許が成

2）useful, concrete, tangibleの三つは、ビジネスモデル特許が取り上げられる際、しばしば登場する有名な単語となった。日本語訳の例は、他にもいくつかあるが、いずれも大差ないものと考えられる。

3）この訴訟では、初め、マサチューセッツ連邦地方裁判所で、ステート・ストリート銀行の主張が全面的に認められたが、CAFCにおける控訴審で、地裁判決が覆され、その後、連邦最高裁判所において、CAFC判決が確定した。

立することになると、ある企業がこれを１件取得した場合、当然ながら、他の企業は同じ方法を用いることができなくなる。このことは、ほとんどあらゆる産業・企業にとって、これまでにないほど、大きな影響を及ぼす可能性がある。

もし、企業が自社の将来的なグランドデザイン（広義の「ビジネスモデル」）を策定しても、それを実現するための主要なビジネス方法（狭義の「ビジネスモデル」）を、特許により、他社に押えられてしまえば、経営戦略の基盤自体が成り立たないことになる。逆に言えば、企業にとって、ビジネスモデル特許の取得は、他社の基本構想やその実現方法を封じ込め、市場を独占するための有効な経営戦略となり得るのである。

特に、①近年、急速な環境・構造変化が生じている、②その中で、目覚ましい技術革新が起こっている、③そして、これらの状況が、今後、様々なニュービジネスを生むことが予想される、といったサービス関連産業では、ビジネスモデル特許の先行取得が、極めて強い市場競争力・支配力に繋がる可能性が高い。こうした観点から、ビジネスモデル特許に関する動向が最も注目されるのは、IT関連分野と金融業界、すなわちｅビジネスと金融サービスの世界といえよう。これらの業界については、各国において、コンピュータやインターネットの活用の高度化、これに係るハード及びソフトの発達、規制緩和と新規参入の進展等により、新たなサービスやシステムが次々開発・提供されており、企業は、常にビジネスモデル特許の取得・活用を意識する状況に置かれている。

その一方、我が国企業関係者の中には、ビジネスモデル特許の乱立、それに伴う訴訟事例の増加等が、自由な企業間競争や正常な産業発展の阻害に繋がるのではないかと懸念する人々も多い。確かに、ビジネスモデル特許に関しては、こうした批判や多くの紛争も見られるが、現状では、①そもそも、特許制度は、産業発展に繋がる発明の保護と奨励を図るものであり、ビジネスモデル特許は、その取得・活用の促進により、経済を活性化するものとなり得る、②そして、もはや、その出願・取得件数の増加と戦略的重要性の高まりという傾向は変わらない、③したがって、我が国産業・企業も、ビジネスモデル特許に前向きに対応し、市場評価の獲得に結び付けるべきである、との考え方が強くなってきている。

⑷　ビジネスモデル特許の現状

ビジネスモデル特許については、その出願状況を正確に把握することは、現状では困難である。これは、前述したように、ビジネスモデル特許が、特許の範囲の解釈を事実上拡大する形で認められたもので、特許分類の中で、独立した枠組み・項目とはなっていないためである。したがって、出願状況については、ビジネスモデル特許が多く含まれていると考えられる分類項目の動向から、およその傾向を窺い知ることしかできない。

ここでは、現在の最も一般的な見方として、米国特許分類「Class 705」（電子商取引関連のソフトウェアが属する）及び国際特許分類「G06F 17/60」（コンピュータの応用分野に対応してい

図表２　日米のビジネスモデル特許関係特許分類出願件数

	日　　本	米　　国
1996年	1,470件	694件
1997年	1,467	935
1998年	1,782	1,368 （ 83）
1999年	1,964	2,072 （174）
2000年 （上半期）	1,039	

注：１．日本は、公開（出願から１年６か月経過後）件数。
　　２．米国の（　）内は、審査手続継続出願の再掲。
出所：ビジネスモデル研究会［2000］

る)[1]から、米国及び我が国におけるビジネスモデル特許の出願傾向を窺うこととする。

図表２は、両分類の出願状況の推移を示したもので、これによれば、日米両国とも、出願件数が増加しており、明確には言えないものの、「ステート・ストリート・バンク事件」判決のあった98年以降は、両分類に含まれているビジネスモデル特許の増加が、全体を押し上げているとみることもできよう。

3　金融機関の対応と課題

⑴　金融機関の対応

前述したように、金融業界は、ビジネスモデル特許の動向が最も注目される分野の一つである。金融機関も、①ビジネスモデル特許確立に重要な意味をもったのは、金融に関するビジネス方法（「ハブ・アンド・スポーク」のためのシステム）の特許であったこと、②このような特許は、従来のビジネス方法やこれからのアイデアの中から、多数生み出せるレベルのものと捉えられていること、③さらに、金融業界のIT化が進み、ｅビジネスとの関係が強まっていること、などから、全体としてビジネスモデル特許への関心を高め、それぞれに今後の対応を図りつつある。

図表３　日米主要銀行の特許保有件数（2000年８月現在）

①　日本の主要銀行（公開件数・保有件数）

銀　行　名	公開件数	保有件数
三和銀行	35件	9件
住友銀行	18	1
さくら銀行	12	1
東海銀行	7	1
あさひ銀行	5	0
東京三菱銀行	5	0
富士銀行	5	0
日本興業銀行	3	5
第一勧業銀行	1	2

②　米国の主要銀行（保有件数）

銀　行　名	保有件数	うちClass 705
シティバンク	58件	22件
バンカーズトラスト	12	0
チェースマンハッタン	9	3
ウェルズ・ファーゴ	7	0
バンク・オブ・アメリカ	5	0
ワコビア・バンク	3	2
メロン・バンク	2	2

出所：川村雄介［2000］及び木村秀哉［2000］

ここで、まず、日米の金融機関の特許保有状況に関し、銀行の例（図表３）をみておくと、特許制度や審査基準に異なる点はあるものの、全体として、両国に大きな開きがある。これらについても、ビジネスモデル特許の件数は明らかではないが、邦銀の場合は、特許内容も、業務処理・資金管理等のためのものが多く、純粋に「金融に関するビジネス方法の特許」（「金融ビジネスモデル特許」と呼ばれる。）といえるものは、非常に少ないとみられている。

この中で、特に注目されるのは、シティバンクの特許保有件数が多いことであり、ビジネスモデル特許が含まれる「Class 705」でも、他行を大きく引き離している。これは、ITを広く活用したシティグループの戦略を表わしているものといえよう。

一方、邦銀の中では、三和銀行が、特許出願に最も熱心に取り組んできており、公開されているものには、テレホンバンキング・代金決済・無人契約等のシステムも含まれている。

最近では、我が国の他の金融機関も、次第に特許の出願・取得を重視し始めており、出願の内容も多様化しつつある。図表４は、最近の金融ビジネスモデル特許の出願・取得動向であるが、これらの中で、最も話題を集めたのは、住友銀行の特

１）我が国では、「Class 705」に相当する分類がないため、「G06F17/60」が用いられることが多い。

図表４　我が国の金融ビジネスモデル特許取得・出願動向（2000年主要事例）

①　特許取得

月	金融機関名	内　　容
1月	シティバンク	現金と交換可能な電子マネーシステム
2月	住友銀行	振込対象の口座番号で支払人を特定することができるシステム

②　特許出願

月	金融機関名	内　　容
4月	明治生命	契約者が、払い込む保険料のうち終身保険の原資になる積み立て部分と掛け捨てになる保障部分の割合を見直せる新型保険
	三和銀行	日銀が導入するRTGS（即時クロス決済）で専用オンラインを通じて当座預金決済などの依頼をデータ送信すると顧客に代わって資金振り替えなどを代行するシステム
	興銀証券(みずほ証券)	海運会社に船舶を担保に融資した債権を対象にした資産流動化の仕組み
6月	富士銀行	ネットバンキングで利用者が不正使用などで被害を受けたときに保険によって補償する仕組み
7月	中央三井信託銀行	ファクタリング（売掛債権の回収）で買い取った債権について資産流動化を組み合わせた仕組み
	オリエントコーポレーション	個人ローン保証業務をネット上で処理する仕組み
8月	荘内銀行	顧客特性にあった金融商品に関する情報を即座に提供できるシステム
	ダイエーOMC	カード会員の属性に応じ販促情報を利用明細書に印刷するシステム
9月	日本リース	リース満了後の再リース手続きをインターネット上でできる仕組み
	高知信用金庫	テレホンバンキングで利用者が暗証番号を電話で直接設定できるセキュリティーシステムなど
	東京都民銀行	ソフト会社・ソリマチの財務会計ソフトを使った融資システム
10月	武蔵野銀行	借り手の年収などから住宅ローンの借り入れ可能額を算定するシステム
	ダイヤモンドリース	ネット上でリース取引できる「ｅリース」の仕組み
11月	住銀ファイナンス	電子商取引市場で売り手に代わって代金回収するサービス
	三井リース事業	インターネットを通じた資産管理システム

出所：エイバックズーム［2000］及び木村秀哉［2000］

許公開・取得であった。

これは、「パーフェクト」という名称で提供されている法人向け照合サービスであり、企業の口座とその取引先（企業あるいは個人）の間に、取引先毎の仮想口座（振込専用口座）を設け、企業が入金の確認と振込人の特定を容易に行えるようにしたものである。この特許に対し、98年10月に、同様のサービスを行っている富士・あさひ・第一勧業の３銀行が、異議申立てを行った。これについては、現時点では、どのような決着となるか見通しが立っていない。この件は、①特許の内容自体は、着想や開発が特別難しいレベルではない、②しかし、それにより、顧客の囲込み、市場の独占が行われる可能性が生じた、③そのことに危機感を抱いた同業他社が、争う方向に動いた、などの点で、ビジネスモデル特許時代の本格化を予見させるような出来事ともいえよう。

⑵　金融機関の課題

上述したように、我が国金融機関の特許への認識・関心は、従来より高まってきたものの、現状では、ビジネスモデル特許に対する具体的取組みは、ようやく緒についたばかりといえる。したがって、ビジネスモデル特許に関しては、金融機関にとっての課題は非常に多いと考えられる。ここでは、①金融機関としての基本スタンス、②金融機関内の組織・体制及び評価制度、③金融ビジネスモデル特許の検討対象の３点に大別し、金融機関の今後の課題について検討・考察したい。

まず、各金融機関は、金融ビジネスモデル特許に対し、当面どのような姿勢をとるか、また、中長期的にどのような方針をとるかという基本スタンスを固めなければならない。その際には、①ビジネスモデル特許の意義と影響を改めて十分認識する、②他の機関の動向や審査基準の流れについて、国際的な動きも含めて調査・把握する、③それらを踏まえて、経営戦略全体の中で、どのように位置付けていくかを検討する、などのことが必要となろう。

次に、基本的なスタンスを実行していくために、最適な組織・体制及び評価制度を構築していかなければならない。これについては、①製造・ハイテク等特許との関係が深い企業の例も参考とする、②専任部署を新たに設ける場合、既存部署の拡充で対応する場合のメリット・デメリットを比較する、③弁理士・弁護士等の活用及びそれら専門家との関係について検討・調整する、などの点が必要といえよう。

さらに、これらをベースとして、どのような金融ビジネスモデル特許の取得を図るのか、常に具体的・多角的な検討が行われなければならない。これに関しては、①まず、これまでのビジネス手法の中で、すぐに特許の対象となり得るものがないか点検する、②中長期戦略の観点からは、ITや金融工学を活用したサービス開発・リスク管理等に重点を置く、③その一方、必ずしもITにこだわらず、利用者の視点に立って、身近で簡単なアイデアも大事にする、といったことが重要となろう。

なお、ITや金融工学の活用の面に関しては、特許庁が、「特許から見た金融ビジネス」（99年６月）や「特許行政年次報告書」（1999年版）の中で、金融ビジネスにおける技術及び特許について、日米比較を行い（図表５参照）、我が国が米国に

図表５　金融ビジネスにおける主要技術の日米特許比較

主　要　技　術	日本での特許出願（例）	米国での特許登録（例）
セキュリタイゼーション（Securitization）	（特許出願なし）	不動産の賃貸契約や奨学金など様々なものを担保とした証券化に特徴のあるシステム
デリバティブ（Derivatives）	（特許出願なし）	オプションの行使期間の制限を撤廃した新規なオプション取引などデリバティブ自体に特徴のあるシステム
VAR（Value at Risk）	単一取引におけるリスクの把握を行うシステム	複合取引のポートフォリオ全体のリスクを把握するシステム
ALM（Asset Liability Manegement）	金利変動のみに基づいたオーソドックスな管理を行うシステム	キャッシュフローに基づく様々な種類の市場変動（金利、株、債券、土地などの価格変動）を考慮した総合管理を行うシステム

出所：特許庁編［1999］

比べ大幅に立ち遅れていると指摘している。我が国の金融技術が遅れているかどうかについては、様々な議論があるが、今後、金融技術の一層の発展及び金融ビジネスモデル特許の内容の充実が期待されることは確かである。

おわりに

以上述べてきたように、ビジネスモデル特許を巡る動きは、米国内の産業のみにおける現象・問題ではない。我が国産業・企業にとっても、もはや無関係ではいられない世界的な流れとなっている。各企業としては、ビジネスの方法について、研究開発の活性化・多様化とともに、特許出願・取得の積極化に早急に取り組む必要がある。

金融業界におけるビジネスモデル特許に関する動向には、まだ見通しを立てにくいところもあるが、特許出願件数が急増していくことは確実であろう。金融機関にとっても、ビジネス方法という知的財産の創造・保有及び活用に強い体制を整備することが、経営戦略上極めて重要な時代を迎えたといえよう。

参考文献

赤澤一博［2001］「ビジネスモデル特許認定に新基準！」『ビジネス法務』（2001年３月）中央経済社
岩崎靖［2000］『［図解入門塾］すぐわかる！ビジネスモデル特許』かんき出版
エイバックズーム編［2000］『金融特許便覧』エイバックズーム
川村雄介編著［2000］『金融ビジネスモデル特許戦略』東洋経済新報社
木村靖夫［2000］『ビジネスモデル特許と企業戦略』丸善
木村秀哉［2000］「金融ビジネスモデル特許紛争は起こるのか」『東洋経済』（2000年12月）東洋経済新報社
特許庁［1999］『特許から見た金融ビジネス―日米の金融技術力格差―』特許庁ホームページ
特許庁編［1999］『特許行政年次報告書1999年版』発明協会
特許庁編［2000］『特許行政年次報告書2000年版』発明協会
ビジネスモデル研究会［2000］『［図解］わかる！ビジネスモデル特許』ダイヤモンド社
日経ビジネス編［2001］『2001年版最新経営イノベーション手法50』日経BP社
『THE 21』編［2000］「ビジネスモデル大賞2000」『THE 21』（2000年９月）PHP研究所